

令和3年4月27日

(日本学術振興会 御中)
(文部科学省研究振興局 御中)

一般社団法人国立大学協会
一般社団法人公立大学協会
日本私立大学団体連合会
〔一般社団法人日本私立大学連盟
日本私立大学協会

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う科学研究費助成事業に関する要望

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国際社会のみならず世界の大学に多大なる影響を及ぼしており、その終息には未だ好転の気配も見出せない状況が継続しています。我が国の大学においても、国際的な研究活動の計画すら立てられず、停滞した状況が続いています。

その中でも、特に、研究課題の期間が定められ、かつ一定期間以上の海外研究機関での研究活動が要件となっている科学研究費助成事業については、研究課題の遂行が困難な状況となっています。また現在、外務省による感染症危険情報が「レベル3（渡航中止勧告）」「レベル4（退避勧告）」となっている国・地域への研究者の派遣については、いずれの大学も人命優先の観点から、認めることができない状況であり、今後もこのような状況が続いた場合、研究実施計画の変更を余儀なくされる事態が容易に予想され、研究者からは既に研究の継続に関して不安の声があがっています。

つきましては、現下の大学の状況にご配慮いただくとともに研究者の不安をやわらげ、今後の研究に邁進できるよう、下記の通り科学研究費助成事業に関して継続的な特例措置を要望します。

記

1. 令和3（2021）年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題について、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）補助事業期間の延長の特例について（令和2年10月22日付通知 学振助一647号）」と同様の内容を、令和4（2022）年度まで適用していただきたい。

※今年度になっても、新型コロナウイルス感染症の影響が研究活動へ支障を来している状況が継続している。そのため、令和3（2021）年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題について、前年度の特例措置と同様に、当該感染症の影響により更なる研究実施計画の変更が必要となった場合においては、令和4（2022）年度までの延長を認めていただきたい。

2. 上記1の措置については、研究実施計画（特に海外での研究活動が要件となる研究課題）の見直し及び本務業務との調整に相当の期間が必要となるため、今年度のできるだけ早い時点で周知いただきたい。

以 上